

○幸田町総合計画策定条例

平成25年3月25日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、町の総合計画の策定に関する事項を定めることにより、町の総合的かつ計画的な町政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 町における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、まちづくりの理念及び町の将来像を掲げ、これを実現するための諸施策を明らかにする基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、目指すべき町の将来像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本構想の達成に向けた施策の方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ幸田町総合計画審議会条例(昭和44年幸田町条例第6号)第2条に規定する幸田町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、基本構想を策定しようとするときは、前条に規定する手続を経た上で議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 各行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(案)

7 幸企第 1 6 8 号
令和 8 年 2 月 1 6 日

幸田町総合計画審議会
会 長 廣 井 悠 様

幸田町長 成 瀬 敦

第 7 次幸田町総合計画について (諮問)

幸田町総合計画策定条例第 3 条の規定に基づき、第 7 次幸田町総合計画の策定
について貴審議会の意見を求めます。

(案)

令和8年2月16日

幸田町長 成瀬 敦 様

幸田町総合計画審議会
会長 廣井 悠

第7次幸田町総合計画について（答申）

令和8年2月16日付け7幸企第168号で諮問のありました第7次幸田町総合計画について、慎重な審議を重ねた結果、適切であると認めましたのでここに答申します。

なお、計画を進めるにあたっては下記の点に留意され、住民と行政が一体となり、さらに関係機関と連携のもと「もっと輝く幸田を、みんなで♪ 未来につなぐ活力ある緑住文化都市」の実現に最善を尽くされるよう要望します。

記

- 1 住民一人ひとりが計画を身近に感じられるよう、本計画の趣旨や内容をわかりやすい形で周知するよう努めてください。
- 2 多様な主体がそれぞれの役割を自覚し、まちづくりに積極的にかかわることができるよう努めてください。
- 3 社会経済情勢の動向を的確に把握し、経費節減を図りながら、持続可能な財源確保と施策の定期的な進捗確認をするよう努めてください。